

鹿屋市告示第 166 号

鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱（令和7年鹿屋市告示第249号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金の上限額
有害鳥獣の捕獲に対する補助金	鹿屋中央猟友会、南部猟友会、吾平町猟友会、串良猟友会、百引猟友会及び市成猟友会	次の各号に掲げる経費の総額 (1) 有害鳥獣の捕獲に必要な消耗品費 (2) 有害鳥獣捕獲活動等に必要な旅費 (3) 切手、はがき等有害鳥獣捕獲活動に係る通信運搬費 (4) 有害鳥獣捕獲活動等に必要な使用料 (5) 狩猟者共済及び狩猟者保険料 (6) その他市長が特に必要と認める経費	次の各号に掲げる額に60,000円を合算した額 (1) 有害鳥獣捕獲活動従事者一覧表に銃器とわなの両方を使用する者として記載され、かつ捕獲活動に実際に従事した従事者の人数に7,500円を乗じて得た額 (2) 有害鳥獣捕獲活動従事者一覧表に銃器又はわなのいずれかを使用する者として記載され、かつ捕獲活動に実際に従事した従事者の人数に6,500円を乗じて得た額

狩猟免許取得 に対する補助 金	鹿屋市有害鳥 獣捕獲対策協 議会の有害鳥 獣捕獲活動従 事者名簿に登 録又は登録予 定の者で、有 害鳥獣捕獲活 動に従事する ことが見込ま れるもの	次に掲げる経費の総 額 1 狩猟免許証紙代 2 狩猟登録手数料 3 会費 (1) 大日本猟友会 (2) 鹿児島県猟友会 (3) 鹿児島県猟友会 肝属支部 4 その他市長が特 に必要と認める経 費	10,000円
-----------------------	--	--	---------

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。